

大間原発訴訟の会

2014.12.28



会

35号

報



〒040-0003 函館市松陰町1番12号(函館YWCA内)

電話 070-5285-1071

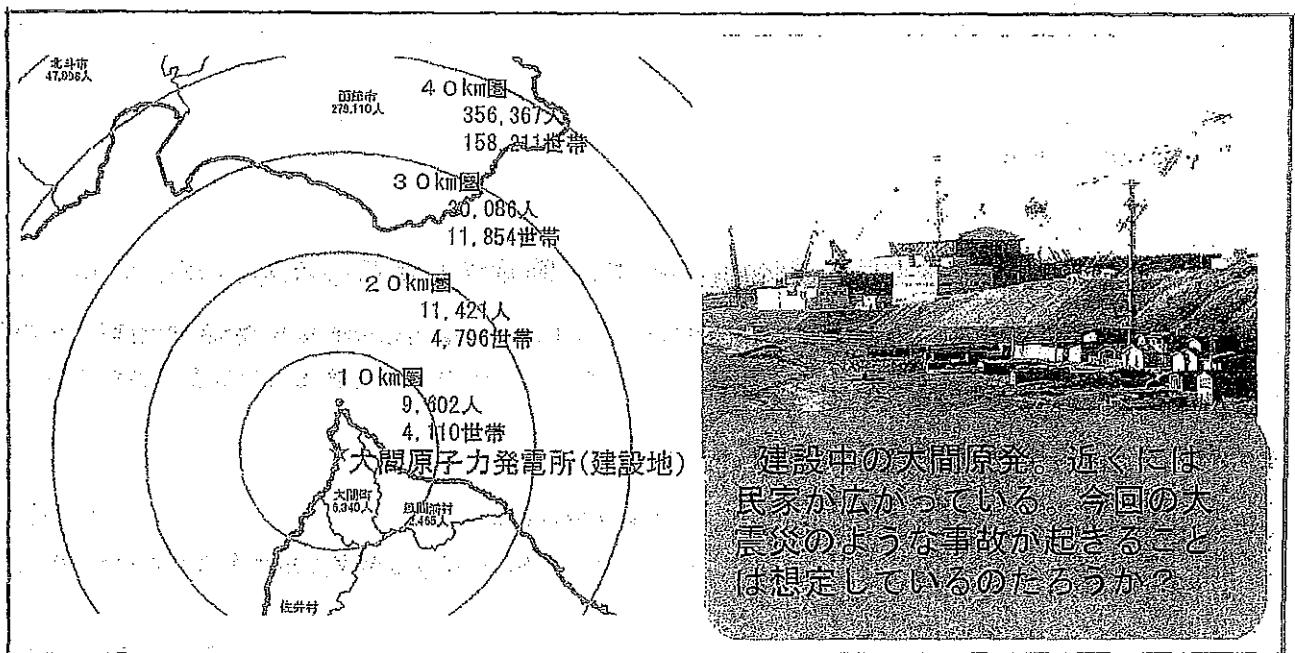
大間原発訴訟の会

FAX 0138-52-4462

大間原発訴訟の会郵便振替口座

02710-0-96583

HPのURL: <http://oomagenpatsu-soshounokai.org/>



止めたい! 何としても止めたい!!

第6次原告の人数が103名に達しましたら、提訴する予定です。

1~4次原告897名と今回の原告申込者50名、あわせて

947名になりました。目標の1,000名まで、あと53名です。

次回の裁判(第15回口頭弁論)が3月25日に開かれますので、2

ヶ月前(1月中旬)までに裁判所に提訴しなければなりません。皆

様のご協力をお願い致します。

【 第14回口頭弁論報告 】

10月17日14時30分から函館地裁で口頭弁論が開かれました。冒頭、竹田とし子代表が原告の意見陳述を認めるよう以下のように抗議しました。

「裁判長の指示で8月29日、原告代理人に送られてきた文書の中の2と3について抗議したいと思います。

裁判長は、「原告ら本人の意見陳述は、これまでの経緯を考慮し、当面の間、基本的に認めない」と通告をしてきましたが、私たち原告の最も大切に思っている意見陳述が認められないと、裁判に訴える意味が半減してしまいます。私たちは3.11の福島第1原発事故の1年前に訴訟を起こすことにしましたが、3.11の後は、私たちが誘わなくても自発的に原告になってくださる方が多くなりました。原告が100人いれば100人の、1,000人いれば1,000人のそれぞれの思いがあることを知っていただきたいのです。

もう1つ、傍聴席に関してですが、私たちは当初から、傍聴人の数に見合った法廷を考慮するように要望しました。少しでも多くの人たちにこの裁判に参加していただきたいと願ったからです。その願いとは逆に、裁判長が、傍聴席を減らすと一方的に通告するとは信じられません。裁判長の再考を求めます。」

続いて、前回、原告代理人中野宏典弁護士が行う予定だったプレゼンテーションを弁護団共同代表の河合弘之弁護士が行いました。

北海道の地方裁判所を統括する札幌高等裁判所長官に抗議の声を！

函館地方裁判所裁判長鈴木尚久氏が原告団の要望を無視して、原告の意見陳述を認めないと一方的に通告してきたこと、原告が増えているのに傍聴席を減らしたことは問題である(例文)

〈われわれは どうたたかってきたか〉

2006年12月 74名の賛同者を得て大間原発訴訟準備会設立

2007年7月 函館市議会が「大間原子力発電所の建設について慎重な対応を求める意見書」を採択

2008年2月 前年11月から取り組んできた「大間原子力発電所設置許可を出さないことを求める署名」64,222名を経済産業省原子力安全・保安院に提出

2008年4月 甘利経済産業大臣が電源開発に大間原発の原子炉設置許可を出したことに對して抗議文を提出。大間原発に反対している4団体（青森県の大間原発に反対する会、ストップ大間原発道南の会、大間原発訴訟の会、函館・「下北」から核を考える会）が共同で電源開発に対して「建設計画の断念を求める要請書」を提出

2008年6月19日「電源開発株式会社大間原子力発電所の原子炉設置許可処分に対する異議申立書」（4541名）を甘利経済産業大臣に提出

2008年9月21日 あさこはうすで「第1回大間原発着工抗議集会」以後、毎年共催

2008年12月8日 高橋はるみ北海道知事に対して「国と電源開発による道南地区住民向け説明会を求める団体署名」（99団体）提出

2010年7月28日 国と電源開発を相手に「大間原発訴訟」第1次原告（168名）提訴

2010年12月24日 第1回口頭弁論

前号「会報34号」の4ページ目が抜けしていました。申しわけありません。

あなたの参加が止める力に！

「大間原発訴訟」第6次原告募集！

～あなたも原告になって下さい～

青森県大間町に建設中の大間原発は、津軽海峡を挟んで函館から約23kmの距離にあります。福島第一原発事故では、避難・退避区域内です。「大間原発＝函館原発」なのです。事故が起きてからでは遅く、大間原発をつくらせないことが一番の防災です。

大間原発訴訟の会は、大間原発建設を許可した「国」と事業者である「電源開発(株)」を相手に、「大間原発建設差し止め」などを求める裁判を行っています。2010年7月に170名の原告団で函館地裁に提訴し、2011年12月には第2次提訴を208名で、2013年4月26日には第3次提訴を287名、2014年2月25日には第4次提訴を123名、2014年9月2日には第5次訴訟を116名の原告団で行いました。

裁判は、2010年12月に第1回口頭弁論が開かれ、2014年7月の第13回まで進んでいます。裁判では、①世界で初めてMOX燃料を全炉心で使用することの危険性、②大間原発付近の海底には長大な活断層が存在するとの専門家の指摘、③火山活動の影響、④温排水による環境汚染、などを明らかにして大間原発建設阻止を目指します。

大間原発訴訟の会では、第5次提訴を行う予定で、原告の募集をしています。目標の原告は1000名で、あと98名を募集中です。

<入会方法は、次の通りです。詳しくは、電話でお問い合わせ下さい。>

●原告会員：年会費 3000円 (裁判の原告になります)

支援会員：年会費 2000円 (原告にはなりません、裁判の支援をします)

会費の振込先→郵便振替口座番号02710-0-96583 口座名大間原発訴訟の会

●郵送先→大間原発訴訟の会 〒040-0003 函館市松陰町1-12 函館YWCA内

下記の入会申込書に記入提出の上、会費を納入してください。

お問い合わせ、連絡先 TEL070-5285-1071

HP <http://oomagenpatsu-soshounokai.org/>

※原告会員に申し込まれた方には、「訴訟委任状」をお送りし返信していただいております。

●大間原発訴訟の会入会申込書		申込日	2014年	月	日
フリガナ		年齢	歳		
お名前		性別	男性	女性	
〒		電話			
ご住所		FAX			
		Ema i l			
○会員の種類	原告会員・支援会員	ご職業			

2014.9.3

大間原発の破局事故シミュレーション

世界初のフルMOX原発

小出裕章 (京都大学原子炉実験所)

晩発性がん死者

運良く急性死を免れたとしても、今度は何年も遅れてがんで死ぬ可能性がある。風向別に評価したがん死数の数を図2に示す。最も多数のがん死者が出るのは風が東京を襲う場合で、80万人近くに達する。この場合も函館は大間原発に近いために、急性死を免れた人の大部分ががんで死ぬことになる。

それぞれの方向のどの場所でがん死が生じるのか、相対的な多寡を示したのが図3である。東京付近で高い柱が立っているし、北海道で高いピークを示しているのが函館である。

放棄しなければならなくなる土地

急性死を免れ、さらに晩発性のがん死を免れたとしても、放射線の雲に襲われた土地は放射能汚染を受けている。

ここでシミュレーションを行なった事故の場合、どれだけの地域が汚染をこうむるかを図4に示す。大間原発から半径244km以内の土地は風向きによって強制避難区域に入ってしまう。図4で分かるように、北海道の道南地域、東北地方の青森、岩手、秋田の3県は、風下に入る限り、強制的に土地を追われる。

また、放射線管理区域にしなければならない地域は大間原発から1300km離れた地域に及ぶ。ここでの解析では、放射能の放出は2時間にわたって続き、大気安定度をD型としたため、放射能の雲は24度の角度で汚染を広げる。運悪くその風下に該当してしまえば、日本中どこでも、放射線管理区域になる可能性がある。

2008.9.1「原子力資料情報室通信」No.411

風向別の急性死者発生予測数

風向き度*	都道府県市町村	人口人	距離km	急性死人
105 and 120	青森風間浦村	2,793	6.7	2,785
120	青森大畑町	9,159	24.6	52
135	青森むつ市	49,340	34.9	15
165 and 180	青森川内町	5,747	37.0	1
195 and 210	青森佐井村	3,010	11.5	2,355
315	青森大間町	6,566	1.2	6,566

図2 方向別がん死者発生数

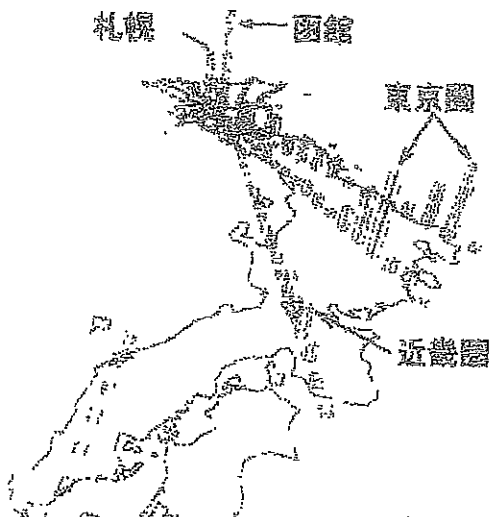


図3 大間原発事故で生じるがん死の分布

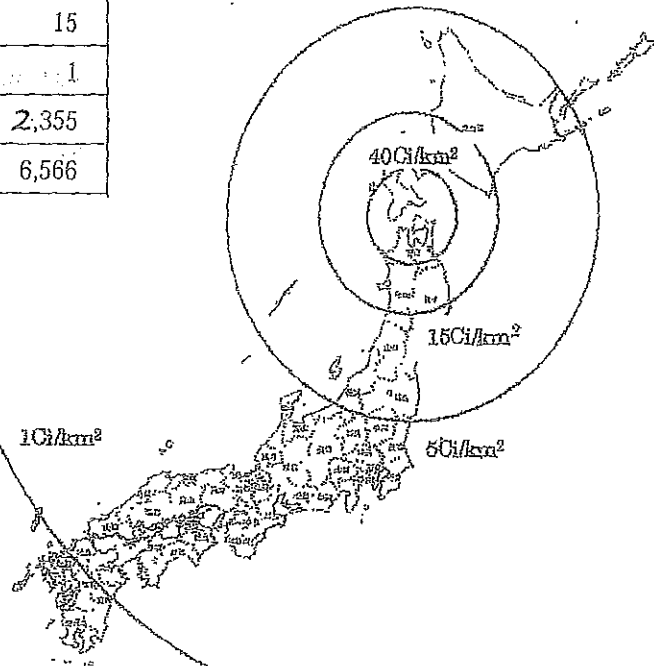


図4 セシウム137による汚染密度

チェルノブイリ事故の場合、15Ci/km²以上の土地の住民は強制退去させられた。1Ci/km²以上の土地は、日本の法令に従えば、放射線管理区域にしなければならない。

2008.9.1「原子力資料情報室通信」No.411